

大阪市条例第 1 号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 9 条・第 10 条）

第 2 節 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う経過措置（第 11 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（大阪市会情報公開条例等の一部改正）

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第34条
- (2) 大阪市行政不服審査法施行条例（平成28年大阪市条例第13号）第16条
- (3) 大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号）第39条
- (4) 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）第 73条から第76条まで及び附則第10項
- (5) 大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第20条
- (6) 大阪市普通河川管理条例（昭和32年大阪市条例第14号）第25条
- (7) 大阪市防潮堤管理条例（平成12年大阪市条例第59号）第12条

（行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第 2 条 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和23年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 5 条 第 1 条の規定に違反して許可を受けない行進若しくは集団示威運動を指揮した <u>者</u> 、第 3 条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた <u>者</u> 又は前条第 3 項の規	第 5 条 第 1 条の規定に違反して許可を受けない行進若しくは集団示威運動を指揮した <u>もの</u> 、第 3 条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた <u>もの</u> 、又は前条第 3

<p>定に<u>基づき</u>公安委員会が<u>付した</u>条件に従わない者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第6条 この条例のいかなる部分も（イ）第1条に規定する行進若しくは集団示威運動以外の公の集会を行う権利を、いかなる方法においても、<u>禁止し</u>、又は制限するものと解釈し、また（ロ）公安委員会、警察官その他の職員<u>又は市職員</u>に対して、公の集会、<u>政治運動</u>又はプラカード、出版物その他の印刷物若しくは文書を<u>監督し</u>、又は検閲する権限を<u>付与する</u>ものと解釈してはならない。</p>	<p>項の規定に<u>基き</u>公安委員会が<u>附した</u>条件に従わない<u>もの</u>は、1年以下の<u>懲役</u>又は50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第6条 この条例のいかなる部分も（イ）第1条に規定する行進若しくは集団示威運動以外の公の集会を行う権利を、いかなる方法においても、<u>禁止</u>又は制限するものと解釈し、また（ロ）公安委員会、警察官その他の職員、<u>又は市吏員その他の職員</u>に対して、公の集会、<u>政治運動</u>、又はプラカード、出版物その他の印刷物若しくは文書を<u>監督</u>又は検閲する権限を<u>附与する</u>ものと解釈してはならない。</p>
--	---

（大阪市職員基本条例の一部改正）

第3条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																		
<p>（解職）</p> <p>第65条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>〔(3)～(5) 略〕</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項番号</th> <th style="width: 55%;">非違行為の種類</th> <th style="width: 30%;">懲戒処分の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">71</td> <td>公共の場所若しくは公共の乗物</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類	〔略〕			71	公共の場所若しくは公共の乗物	〔略〕	<p>（解職）</p> <p>第65条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき</p> <p>〔(3)～(5) 同左〕</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項番号</th> <th style="width: 55%;">非違行為の種類</th> <th style="width: 30%;">懲戒処分の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">71</td> <td>公共の場所若しくは公共の乗物</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table>	項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類	〔同左〕			71	公共の場所若しくは公共の乗物	〔同左〕
項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類																	
〔略〕																			
71	公共の場所若しくは公共の乗物	〔略〕																	
項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類																	
〔同左〕																			
71	公共の場所若しくは公共の乗物	〔同左〕																	

<p>において、人を著しく<u>羞恥させ</u>、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）<u>第2条第4項</u>に規定するストーカー行為をいう。）をすること</p>	<p>において、人を著しく<u>しゅう恥させ</u>、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）<u>第2条第3項</u>に規定するストーカー行為をいう。）をすること</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第8条第1項第3号及び第4号並びに第9条第1項第1号及び第5項第2号
- (2) 大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）第13条第3号イ
- (3) 大阪市子ども本の森中之島条例（平成30年大阪市条例第76号）第10条第3号イ
- (4) 大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第15条第3号イ
- (5) 大阪市立子ども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第18条第3号イ
- (6) 大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第14条第3号イ
- (7) 大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第11条第4項第4号イ、第19条第3項第2号、第25条第4項第2号及び第36条第3項第2号
- (8) 大阪城天守閣条例（昭和24年大阪市条例第59号）第14条第3号イ
- (9) 大阪市立介護老人保健施設条例（令和6年大阪市条例第91号）第19条第3号イ

- (10) 大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第13条第3号イ
- (11) 大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）第16条第3号イ
- (12) 大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号）第18条第3号イ

（大阪市職員退隠料及び遺族扶助料条例の一部改正）

第5条 大阪市職員退隠料及び遺族扶助料条例（昭和24年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（在職年の除算）</p> <p>第12条の2 次に掲げる年月数（通算退職年金を受ける権利を有する者については、第3号に掲げる年月数を除く。）は、在職年からこれを除算する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>（普通退隠料、通算退職年金受給権消滅原因）</p> <p>第14条 普通退隠料を受ける権利を有する者が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するとき又は通算退職年金を受ける権利を有する者が第1号に該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を<u>超える拘禁刑</u>に処せられたとき</p> <p>[(3) 略]</p> <p>(4) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ</p>	<p>（在職年の除算）</p> <p>第12条の2 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>（普通退隠料、通算退職年金受給権消滅原因）</p> <p>第14条 普通退隠料を受ける権利を有する者が、次の各号の<u>1</u>に該当するとき又は通算退職年金を受ける権利を有する者が第1号に該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を<u>こえる懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>(4) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた</p>

たとき

[(5) 略]

2 次条第1項第1号又は第2号の停止事項を隠蔽し普通退隠料を受けたこと又は同条第1項第2号の停止事項を隠蔽し通算退職年金を受けたことが発覚したときは、その不当に受けた額を返還させ、なお、その権利を消滅させることがある。

(普通退隠料の停止)

第15条 普通退隠料は、これを受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その間これを停止する。

(1) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を終わり又は執行を受けなくなつた月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から、刑の執行を終わり又は執行を受けなくなつた月までこれを停止する。

[(2)・(3) 略]

[2 略]

3 第1項第3号に定める停止は、職務によらない負傷又は疾病が、第10条第4項の規定により市長が定める程度に達し、そのために退職した者については、退職後5年間はこれを行わない。職員が退職後、前段の規定に該当する負傷を受け又は疾病にかかり、その旨を届け出た場合に、その届出が正当であると市長が認めたときは、その月から5年間は停止を行わない。

とき

[(5) 同左]

2 次条第1項第1号又は第2号の停止事項をいんぺいし普通退隠料を受けたこと又は同条第1項第2号の停止事項をいんぺいし通算退職年金を受けたことが発覚したときは、その不当に受けた額を返還させ、なお、その権利を消滅させることがある。

(普通退隠料の停止)

第15条 普通退隠料は、これを受ける者が、次の各号の1に該当するときは、その間これを停止する。

(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月まで。但し、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から、刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月までこれを停止する。

[(2)・(3) 同左]

[2 同左]

3 第1項第3号に定める停止は、職務に因らない負傷又は疾病が、第10条第4項の規定により市長が定める程度に達し、そのために退職した者については、退職後5年間はこれを行わない。職員が退職後、前段の規定に該当する負傷を受け又は疾病にかかり、その旨を届け出た場合に、その届出が正当であると市長が認めたときは、その月から5年間は停止を行わない。

<p>[4 略]</p> <p>(扶助料の停止)</p> <p>第24条の2 扶助料を受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を<u>終わり</u>又は執行を受けなくなつた月まで扶助料を停止する。<u>ただし</u>、刑の執行猶予の<u>言渡し</u>を受けたときは停止しない。その<u>言渡し</u>を取り消されたときは、<u>取消し</u>の月の翌月から刑の執行を<u>終わり</u>又は執行を受けなくなつた月までこれを停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を支給すべき事由が発生した場合につきこれを準用する。</p>	<p>[4 同左]</p> <p>(扶助料の停止)</p> <p>第24条の2 扶助料を受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を<u>終り</u>又は執行を受けなくなつた月まで扶助料を停止する。<u>但し</u>、刑の執行猶予の<u>言渡し</u>を受けたときは停止しない。その<u>言渡し</u>を取り消されたときは、<u>取消</u>の月の翌月から刑の執行を<u>終り</u>又は執行を受けなくなつた月までこれを停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を支給すべき事由が発生した場合につきこれを準用する。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市職員互助会条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「^こ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）第17条及び第47条
- (2) 大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第18条第3号イ
- (3) 大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）第12条第3号イ
- (4) 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）第17条第3号イ
- (5) 大阪市立児童養護施設条例（平成17年大阪市条例第124号）第9条第3号イ
- (6) 大阪市立児童心理治療施設条例（平成17年大阪市条例第127号）第9条第3号イ
- (7) 大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第14条第3号イ
- (8) 大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）第14条第3号イ
- (9) 大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第14条第3号イ
- (10) 大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）第13条第3号イ
- (11) 大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第11条第3号イ
- (12) 大阪市立ユースホステル条例（昭和45年大阪市条例第8号）第14条第3号イ
- (13) 大阪市立社会福祉センター条例（昭和39年大阪市条例第43号）第16条第3号イ

- (14) 大阪市立早川福祉会館条例（昭和37年大阪市条例第24号）第14条第3号イ
- (15) 大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）第14条第3号イ
- (16) 大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号）第18条第3号イ
- (17) 大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第18条第3号イ
- (18) 大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）第16条第3号イ
- (19) 大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）第20条の22第3号イ
- (20) 大阪市立納骨堂条例（昭和24年大阪市条例第30号）第9条の6第3号イ
- (21) 大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第16条第3号イ
- (22) 大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第13条第1項第2号
- (23) 大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第8条第3号イ
- (24) 大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第21条第3号イ
- (25) 大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第13条第3号イ
- (26) 大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第14条第3号イ
- (27) 大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第12条第3号イ
- (28) 大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第17条第3号イ
- (29) 大阪市立生涯学習センター条例（平成5年大阪市条例第44号）第14条第3号イ
- (30) 大阪市立クラフトパーク条例（平成11年大阪市条例第38号）第14条第3号イ

（大阪市心身障害者扶養共済条例の一部改正）

第7条 大阪市心身障害者扶養共済条例（昭和43年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（年金の支給停止）</p> <p>第11条 心身障害者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、当該各号に定める期間年金の支給を停止する。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 <u>拘禁刑</u>に処せられ収監されたとき 出所するまでの間</p>	<p>（年金の支給停止）</p> <p>第11条 心身障害者が次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、当該各号に定める期間年金の支給を停止する。</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ収監されたとき 出所するまでの間</p>

[(3) 略]	[(3) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正)

第8条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第39条 第23条の2の8第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	第39条 第23条の2の8第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。
第40条 第23条の2の13第1項の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。	第40条 第23条の2の13第1項の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>禁錮</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に

処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う経過措置

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第9条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第9条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第3条中大阪市職員基本条例別表の改正規定は、公布の日から施行する。